

用途地域

用途地域とは、建築基準法により建築物の用途・建蔽率・容積率について規制する地域です。

種 類	建蔽率	容積率	面 積	建築物の 高さの限度	備 考
第 一 種 低 層 住 居 専 用 地 域	50%	100%	約 679ha	10m	低層住宅に係る良好な住居の環境を 保護する地域
第 二 種 低 層 住 居 専 用 地 域	60%	150%	約 10ha	12m	主として低層住宅に係る良好な住居 の環境を保護する地域
第 一 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	60%	200%	約 160ha	—	中高層住宅に係る良好な住居の環境 を保護する地域
第一種住居地域	60%	200%	約 255ha	—	住居の環境を保護する地域
第二種住居地域	60%	200%	約 20ha	—	主として住居の環境を保護する地域
近 隣 商 業 地 域	80%	200%	約 25ha	—	近隣の住宅地の住民に対する日用品 の供給を行うことを主たる内容とする商 業その他の業務の利便を増進する地 域
商 業 地 域	80%	400%	約 13ha	—	主として商業その他の業務の利便を 増進する地域
準 工 業 地 域	60%	200%	約 83ha	—	主として環境の悪化をもたらすおそれ のない工業の利便を増進する地域
合 計			約 1,245ha		